

令和8年度

里山林活性化による多面的機能発揮対策  
事業の留意点

北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会

# 目 次

1. 令和8年度予算概算決定額(P3)
2. 事業の概要(P4～P19)
3. 令和8年度採択申請書の受付(P20～P21)
4. 令和9年度新規仮申込について(P22)
5. 事業の実施と実施状況報告書の提出(P23～P42)

※この資料は、国からの制度改正の情報をもとに作成しておりますが、国の改正後の要綱・要領等はまだ示されておりませんので、今後、内容が変更となることがありますのでご了承ください。

# 1. 森林・山村地域活性化振興対策

令和8年度予算概算決定額 951（前年度951）百万円

## ＜対策のポイント＞

森業の振興などを通じた山村集落の維持・活性化を図り、森林の多面的機能の発揮を確保するため、手入れが行き届かない、地域の身近な里山林の整備・活用に取り組む活動組織の確保・育成、「半林半X」※も含めた活動の実践を支援します。

※「半林半X」とは、他の仕事でも収入を得ながら、地域の森林資源から収入を得ることにより生計を立てるライフスタイル。

## ＜事業目標＞

- 5年以上継続的に活動している活動組織の割合(70%[令和11年度])

## ＜事業の内容＞

- ① 地域協議会が行う活動組織の確保・育成に向けた説明会・体験会の開催、安全な作業技術の習得の支援
- ② 集落活動等として、集落周辺の里山林を活用する取組の支援
- ③ 「半林半X」等を含め、点在する人工林を本格活用する取組の支援
- ④ 活動組織の活動成果の評価検証等

## 【実践支援】

《地域活動型》 地域住民等が連携し森林資源を活用する活動への支援 最大12.0万円/ha

《複業実践型》 半林半X等により本格的に人工林を活用する活動への支援 最大19.1万円/ha

- 上記活動に必要となる路網の作設・改修、資機材の整備、地域外関係者の受入環境整備・調整等への支援、アドバイザーの派遣等による活動サポート

## 2. 事業の概要

### (1) 対象森林

- 森林経営計画が策定されていない森林
- 登記上「畠」であっても、現状が森林の状態であり、今後、当該地を森林として維持管理していく場合で、農業委員会から非農地証明を取得。  
(当該地が既に5条森林であれば非農地証明は省略可)

## (2) 活動組織の設立

■ 地域住民や地域外関係者(関係人口)等による  
3名以上で構成する団体、または3名以上の従業員等で構成する法人。

- ・規約の制定、構成員の参加同意書が必要
- ・自己財源が必要(会費、その他の収入)

■ 必ず3カ年間、継続的な活動を実施すること

- ・地域活動型 最大 12.0万円／ha
- ・複業実践型 人工林 最大 19.1万円／ha

### (3)協定書の締結

■森林所有者(構成員所有含む)との協定書を締結■

『里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金の実施に関する協定書』

- ・円滑に活動が実施できるよう、地域活動型は3年間以上(できるだけ長く)、複業実践型は10年間以上の期間を設定した協定書を締結すること。

※第〇条 ○○活動組織と森林所有者は協定の対象となる森林において活動の期間中に森林経営計画を策定する場合や、活動の期間中及び活動の終了年度の翌年度から起算して5年以内に立木の全面伐採除去や森林の転用等を行う場合等は、交付金の返還が求められることがあることを認識し、対象となる森林の取扱いについて事前に協議するものとする。

## (4)事業を実施するための主な条件

- ① 活動が計画されている地域を管轄する市町村が本対策による支援の有効性、妥当性及び当該森林において発揮すべき機能を確認していること。
- ② 会費の徴収等により財政基盤が確保され、自立的に活動できる組織であること。
- ③ 一定の安全体制が確保されており、安全に活動できる組織であること。  
なお、活動期間中に毎年1回以上の安全講習等を実施すること。
- ④ 活動時に必要な安全装備を備えること及び傷害保険に加入すること。
- ⑤ 3年間の活動計画書を策定していること。なお、活動計画書に位置付けられた森林は、原則として過去に策定した活動計画書に位置付けられていないこと。
- ⑥ 活動計画書に、活動の目標、活動結果のモニタリング調査方法及び活動の持続性向上に向けた取組が記載されていること。
- ⑦ 林野庁の定めた「安全のための規範」を踏まえ、安全作業に関する取組を実施し、同規範のチェックシートを提出すること。

## (5) 実施可能な活動内容

### 【メインメニュー①】

地域活動型 地域住民等が連携し森林資源を活用する活動への支援

ha当たり単価:初年度120千円 2年目116千円 3年目112千円

- 雜草木の刈払い・集積・搬出・処理、落ち葉搔き
- 地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去
- 緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出・処理
- 風倒木・枯損木の除去・集積・処理
- 土留めの設置・改修
- 木質バイオマス・炭焼き・きのこ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・処理
- 特用林産物の植付・播種・施肥・採集
- 上記に記載した活動に必要な森林調査・見回り
- 機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習
- 活動結果のモニタリング(目標に対する評価)等

## 【メインメニュー②】

複業実践型 半林半X等により本格的に人工林を活用する活動への支援

ha当たり単価:初年度 191千円 2年目 176千円 3年目 162千円

### ●メインメニュー①「地域活動型」の活動及び間伐木の伐採・搬出・処理

#### 【採択要件】

##### ①法人格の保有

・採択申請書に法人番号記載を義務付け

##### ②年度内に一回以上の林業労働安全衛生に関する研修の開催又は受講

・伐操作業者は、「**チェンソーによる伐木等特別教育**」受講を必須

##### ③一定以上の活動日数(構成員平均で年70日以上)

・月別スケジュールへの記載、**業務日誌の添付を義務付け**

##### ④間伐材等の搬出量の目標設定

・概ね3年間で2割程度の間伐を基準

※搬出を基本とし、0.1ha以上のまとまりのある範囲を切り捨て間伐する場合は  
当該範囲を「複業実践型」から除外

※ガイドラインに基づく安全装具の購入費用を支援(一般的な価格・見積書添付)

# 「チェンソーによる伐木等特別教育」とは

## 労働安全衛生法第59条の3

事業者は、**危険又は有害な業務**で、厚生労働省令で定めるものに**労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。**

特別教育を必要とする危険有害業務一覧表

安規36条別	対象業務【労働安全衛生法第59条第3項 労働安全衛生規則第36条】
1	研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務
2	動力プレスの金型、シャーの刃部又はプレス機械・シャーの安全装置・安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務
3	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務
4	高圧(直流750V超・交流600V超~7,000V以下)・特別高圧(7,000V超)の充電電路・その支持物の敷設などの業務。低圧(直流750V以下・交流600V以下)の充電電路(対地電圧50V以下及び感電による危害を生じるおそれのないものを除く。)の敷設、修理の業務等 詳細は安規第36条第4号参照
4の2	対地電圧が50ボルトを超える低圧の蓄電池を
5	最大荷重1トン未満のフォークリフト運転業務
5の2	最大荷重1トン未満のショベルローダー、フォー
5の3	最大積載量が1トン未満の不整地運搬車の運
5の4	テールゲートリフターの操作の業務
6	制限荷重5トン未満の揚貨装置運転業務
6の2	伐木等機械の運転業務(他に道交法適用有り)
6の3	走行集材機械の運転業務(他に道交法適用有り)
7	機械集材装置の運転業務
7の2	簡易架線集材装置の運転業務・架線集材機械の運転の業務
8	チェンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務
9	機体重量3トン未満の不特定場所を自走できるものの運転業務(他に道交法適用有り) ・令別表7の1号(整地運搬積込機) ①ブルドーザー②モーターグレーダー③トラクターショベル④ギリ積機⑤スクレーバー⑥スクレープドーザー ・令別表7の2号(掘削機) ①パワーショベル②ドラグショベル③ドラグライン④クラムシェル⑤バケット掘削機⑥トレントナー ・令別表7の3号(基礎工事機) ①くいい打ち機②くいい抜き機③アースドリル④リバースサーキュレーションドリル⑤せん孔機 ⑥アースオーガー⑦ペーパードレンマシン ・令別表7の6号(解体用機械)①ブレーカ②鉄骨裁断機③コンクリート圧碎機④解体用つかみ機

## 特別教育

特別教育とは、**特定の危険性を伴う業務を行う場合に必要となる専門的な教育のこと**

学 科 教	科 目	範 囲	教育 時間
		伐倒の方法 伐倒の合図 退避の方法 かかり木の種類及びその処理 造材の 方法 下肢の切創防止用保護衣等の着 用	4 時間
		チェンソーの種類、構造及び取扱い 方法 チェンソーの点検及び整備の 方法 チェーンの目立ての方法	2 時間
		振動障害の原因及び症状 振動障害の 対策	2 時間
	関係法令	法、施行令及び安衛則中の関係条項	1 時間
実 技 教 育	伐木等の方法	伐木の方法 かかり木の処理方法 造 材の方法 下肢の切創防止用保護衣等 の着用	5 時間
	チェンソーの操作	基本操作 応用操作	2 時間
	チェンソーの点検及び整備	チェンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法	2 時間
	計		18 時間

労働安全衛生法第119条  
第59条第3項の規定に違反した者  
6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金  
に処する。

## ■追加メニュー■

メインメニューを実施しないで、追加メニューのみを実施することはできません。

### 【追加メニュー①】

#### ●森林機能強化 1m当たり800円

歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣防止柵の設置、補修及びこれらの実施前後に必要となる森林調査・見回り

※対象森林内での作業道等の作設も可

※森林機能強化に係る申請額は総事業費の50%を超れません。

## 【追加メニュー②】

### ●関係人口創出・維持 年間当たり50,000円

地域外関係者との活動内容の調整、地域外関係者受入のための環境整備、これらの活動に必要な森林調査・見回り等

※地域外関係者10名以上が参加する活動を年1回以上

→もしくは地域外関係者5名以上が参加する活動を年2回以上

※地域外関係者とは、昭和25年2月1日における市町村の区域以外に居住する者

## 【追加メニュー③】

### ●資機材・施設の整備

購入額の1／2以内、1／3以内

賃借料の1／3以内（関係人口・移動式トイレ）

活動の実施に必要な機材や資材の購入

地域活動型、複業実践型、森林機能強化又は関係人口

創出・維持の実施に必要な機材、資材及び施設の購入

・設置 注：汎用性のある物品は対象外 高性能林業機械は対象外

1/2以内 刈払機、チェーンソー、ワインチ、軽架線、チッパー、わな、苗木  
電気柵、土留め用柵等構造物の資材、あずまや（休憩や作業を行うための簡易建物）、資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ、携帯型GPS機器

1/3以内 林内作業車、薪割り機、薪ストーブ、炭焼き小屋、薪ボイラー、  
炭焼き窯、簡易炭化装置、無煙炭化器、チェンソーミル、簡易製材機、  
丸鋸、チッパー

1/3以内（賃借料） 関係人口に係る移動式の簡易トイレ

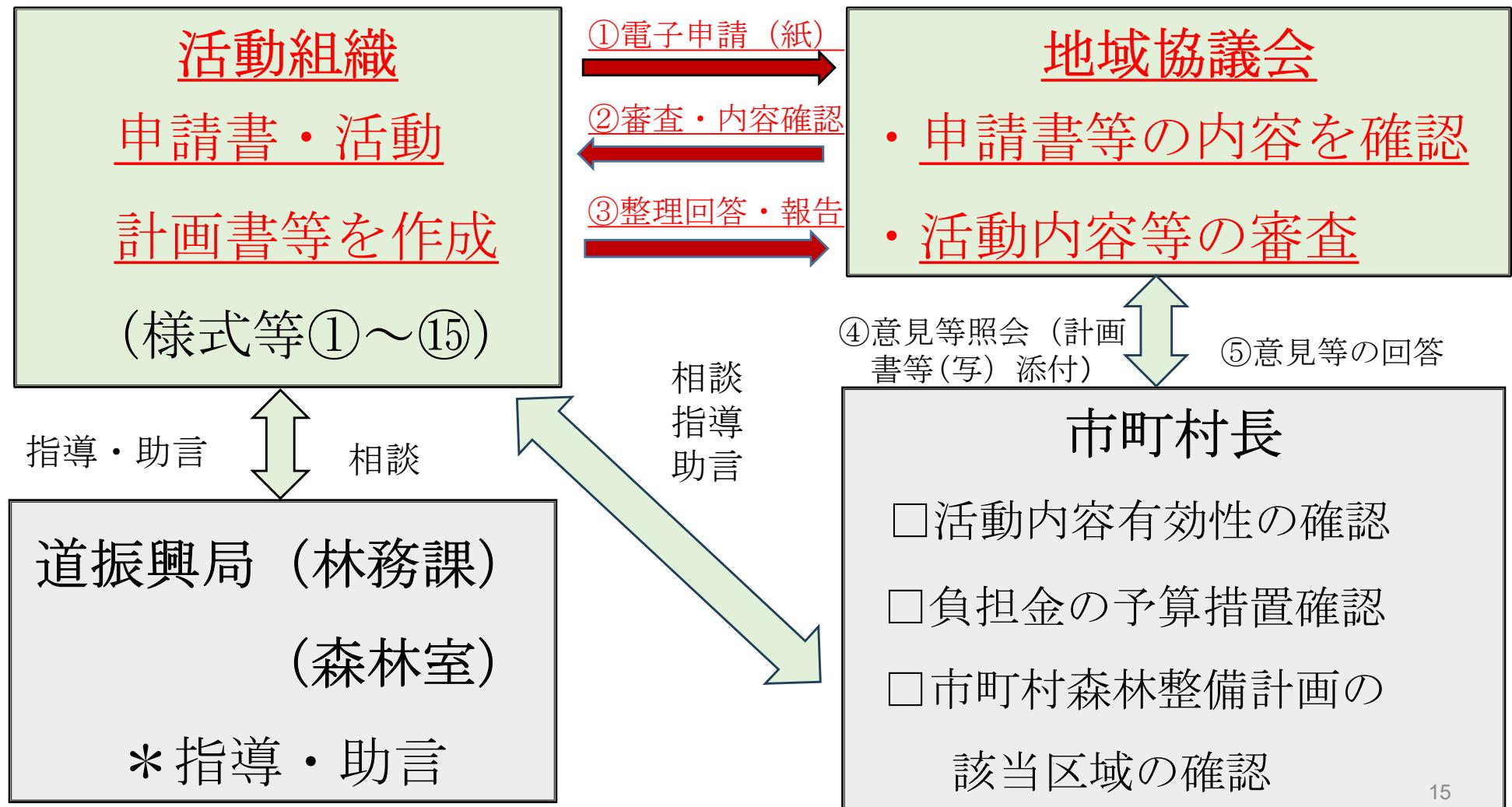
## 資機材整備・施設設置の留意点

- ① 中古品の資機材等は、適正価格や機械の状態が不明確なため交付金の対象外
- ② 購入した機材は、個人所有とならないよう機械保管庫等で適切に管理保管  
(ラベリング → ○○年度里山林活性化交付金事業)
- ③ あずまや・休憩小屋・資機材保管庫を設置する場合、資材は資機材費の対象となるが、設置する際の人件費は交付金の対象外
- ④ 設置を含めて購入する場合は、設置費を含めた額が資機材費として対象

## (6) 採択申請書の主な流れ

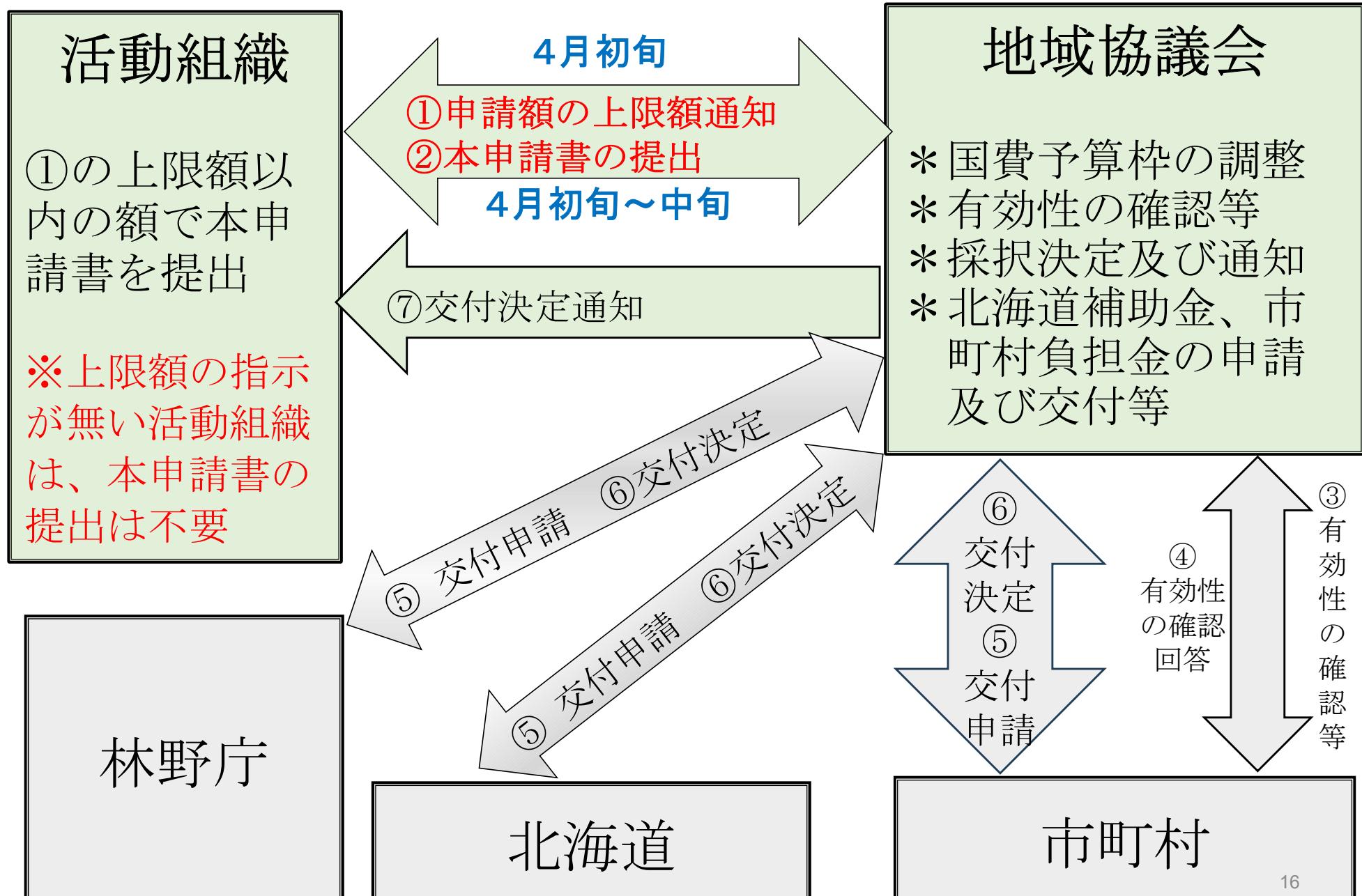
### 採択申請書（事前審査）の提出

- ・申請期間：令和8年2月27日(金)まで
- ・交付金の申請様式等（①～⑯）



# 申請総額が予算配分額を超えた場合は、本申請提出時に調整

各活動組織に上限額を示し、上限額以内で計画書を再作成



(別紙) 市町村の有効性の確認

市町村名：〇〇市町村

活動の有効性等に関する意見等

市町村の意見(該当する項目に○をつけてください)

\*活動内容は添付の申請書等のとおり

活動組織名	1. 活動の有効性		2. 現時点の対象森林における森林経営計画の策定				
	有効である	策定あり	→	計画期間	年月日～年月日 (下記「提出あり」の場合も記入)		
〇〇活動組織	有効である	策定あり	→	計画期間	年月日～年月日 (下記「提出あり」の場合も記入)		
	有効性は認められない	策定無し	→	計画期間	提出有り	←	*策定無しの場合、当該年度における森林経営計画の認定請求書の提出の有無

活動組織名	3. 国の交付金と連携して一体的に補助を行う場合に、この活動組織に対して助成する意思の有無					
	助成する意志		予算措置の状況			
〇〇活動組織	有	当初予算で措置済み	→	内示又は負担の通知可能時期		
		補正予算で措置予定		令和 年月日		
	無	今年度は予算措置なし(未定の場合も現時点では無とする)				

## 市町村森林整備計画の該当区域（発揮を期待すべき機能区分）

該当区域	区分
	①水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	②土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	③快適な環境の形成の機能を図るための森林施業を推進すべき森林
	④保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	⑤その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	⑥木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

注1) 区分は、市町村森林整備計画制度等の運用について（平成3年7月25日付け3林野計第305号）の第1の1の(5)に定める公益的機能別森林施業による。

注2) 現状、当該森林が白地あるいは2条森林の場合は、当該森林の発揮すべき機能を踏まえて該当区域を判断するものとする。

# 国費交付金の資金計画表（概算払い時期）

令和8年度の活動組織の「概算払資金計画表」

活動組織名 ○○○○

区分月	第1・四半期 (4~6月) (A) 千円	第2・四半期 (7~9月) (B) 千円	第3・四半期 (10~12月) (C) 千円	第4・四半期 (1~3月) (D) 千円	国費概算限度額 (E) 千円	精算予定額 (4月) 円	採択申請額 円
	710	326	105	71	1,212	135,500	1,347,500

注：国費概算限度額は、採択申請額の90%以内千円未満切り捨ての額なので、その必要額を第一四半期から第4四半期の時期に必要額を千円単位で記入願います。

(A) + (B) + (C) + (D) = (E) となるように記載願います。

資金計画表は、4月に調査しますので、速やかに提出してください。

## 【国交付金の概算払い予定時期】

- 第1回目：第1四半期 (R8年4~6月分) R8年6~7月頃
- 第2回目：第2四半期 (R8年7~9月分) R8年 7月頃
- 第3回目：第3四半期 (R8年10~12月分) R8年10月頃
- 第4回目：第4四半期 (R9年1~2月分) R9年 1月頃

注：活動組織から資金繰り表に基づき概算払い申請。（交付決定額の90%以内）

- 精算：実施報告書により精算払い（翌年度のR9年4月）  
～精算予定額（国費総額の約10%）分は、活動組織が一時立替して支払

## ○市町村及び道が上乗せする助成金の支払時期

北海道及び市町村の助成金の支払時期は、北海道及び市町村の考え方で適宜支払します。

なお、北海道の助成金は、2回の概算（総額の約95%）残りの約5%分は精算（翌年度4月）により支払います。  
～精算予定額（道費総額の約5%）分は、活動組織が一時立替して支払

### 3. 令和8年度採択申請（事前審査）の受付

#### 受付期間

申請書・添付書類 R8年2月27日（金）まで

提出資料：電子データ及び紙で提出

#### 【交付決定通知までのスケジュール】

- |                            |         |
|----------------------------|---------|
| ①地域協議会の総会で活動計画書等の承認        | 3月下旬    |
| ②「活動組織の有効性」の確認（活動森林所在市町村長） | 4月上旬    |
| ③採択調整額の通知（協議会→活動組織）        | 4月上旬    |
| ④本申請（再申請）書の提出（活動組織→協議会）    | 4月中旬    |
| ⑤国補助金の交付申請                 | 期限：5月中旬 |
| ⑥交付決定（国から地域協議会へ）           | 5月下旬以降  |
| ⑦交付決定（地域協議会から活動組織）         | 5月下旬以降  |

注：活動組織が「⑦交付決定（5月下旬以降）前」に、活動を開始する場合は、必ず「⑯（様式第15号）採択決定前着手届」を提出。

## 申請に必要な様式等

- 様式① 採択申請に係るチェックリスト
- 様式② 採択申請書
- 様式③ 活動対象森林面積確認票
- 様式④ 森林機能強化タイプ延長確認票
- 様式⑤ 資機材購入内訳書・カタログ及び見積書（資機材を申請する場合）
- 様式⑥ 作業安全のための規範チェックシート
- 様式⑦ 環境負荷低減のクロスプライアンスチェックシート
- 様式⑧ 活動計画書
- 様式⑨ 対象森林の現況が判る写真
- 様式⑩ 活動組織の規約
- 様式⑪ 活動組織参加同意書（写）
- 様式⑫ 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金の実施に関する協定書（写）
- 様式⑬ 「森林機能強化」で「歩道や作業路を作設・改修」する場合の  
土地所有者の同意書（写）
- 様式⑭ 他の補助金・助成金の申請状況
- 様式⑮ 採択決定前着手届
- 資料1 森林計画図等（募集要領の「9対象森林の計画図の作成及び面積算定」参考）
- 資料2 対象森林の所有者を証明できる資料（最新の森林調査簿、最新の登記簿写等）

- \* 申請に必要な様式は、地域協議会のHPからダウンロードして使用してください。
- \* 森林調査簿、森林計画図は、地元市町村・振興局等で入手可能です。

## 4.. 令和9年度の新規仮申込について

令和9年度に新規で申請する場合は、「新規仮申請書」を提出した活動組織  
新規仮申請書を事前に提出する理由

### ①国費予算要求額の確定

- ・新規仮申込書（新規及び活動3年目の活動組織）の事業量等を把握。
- ・なお、活動3年目以外の組織に係る事業量は、提出いただいている  
活動計画書・年度別スケジュールの9年度に記載の数量とするが、  
活動面積等の事業量（従たる活動を含む）を変更する場合は、変更  
理由とともに「令和9年度新規仮申請書」を提出してください。

### ②市町村の上乗せ予算額の確保

翌年度の予算編成時期に合わせ、活動する森林の所在市町村長に対し  
それぞれ活動組織別の上乗せ見込額等の情報提供を行う。

### 調査予定

提出資料：令和9年度新規仮申請書

調査対象：新規活動組織及び令和6年度に採択された活動組織が、R8  
年度の活動終了後、新規で申請する活動組織

調査時期：令和8年6月頃、北海道地域協議会のHPに掲載。

提出期限：令和8年9月30日（水）予定

## 5.事業の実施と実施状況報告書の提出

### (1)活動に当たっての注意事項

#### ア 交付決定前着手届の提出

提出すれば4月1日から活動開始（国の会計年度によるため）

#### イ 預金口座の開設

- ・活動組織名の預金口座の新規開設には  
日数を要する場合があるので早めに御準備を
- ・国や道の他の補助金等との併用はできませんので、  
御注意ください

#### ウ 傷害保険への加入

【グリーンボランティア保険】NPO法人森づくりフォーラム

【スポーツ安全保険】公益財団法人スポーツ安全協会北海道支部

【総合生活保険（傷害補償）】株式会社東京海上日動パートナーズ北海道

【傷害保険】株式会社札幌緑翠社（北海道森林組合連合会グループ）など

## エ 安全講習等の実施

安全講習や森林施業技術の向上の講習を  
毎年1回以上実施

## オ 申請区域全域での作業

申請面積で交付金を交付するので、申請区域全域でまんべんなく活動し、不実行区域が生じないように  
( つる切り、除伐、笹刈り、枯損木等の処理など )



未実行区域分の交付金は実施報告時に減額  
地域協議会は申請面積等を現地確認



## 力 伐採造林届出書の提出（間伐、主伐の場合）

- ・森林計画区域内の伐採を実施する場合、「伐採及び伐採後の造林届出書」の提出を義務付け
- ・（伐採の開始日の90～30日前）に該当市町村において所定の手続することが必要

※ 行為には様々なものがあり、例えば、除伐をする場合、倒木・枯死木又は著しく損傷した立木を伐採する場合等は届け出不要ですので、不明な場合は該当市町村へご確認ください

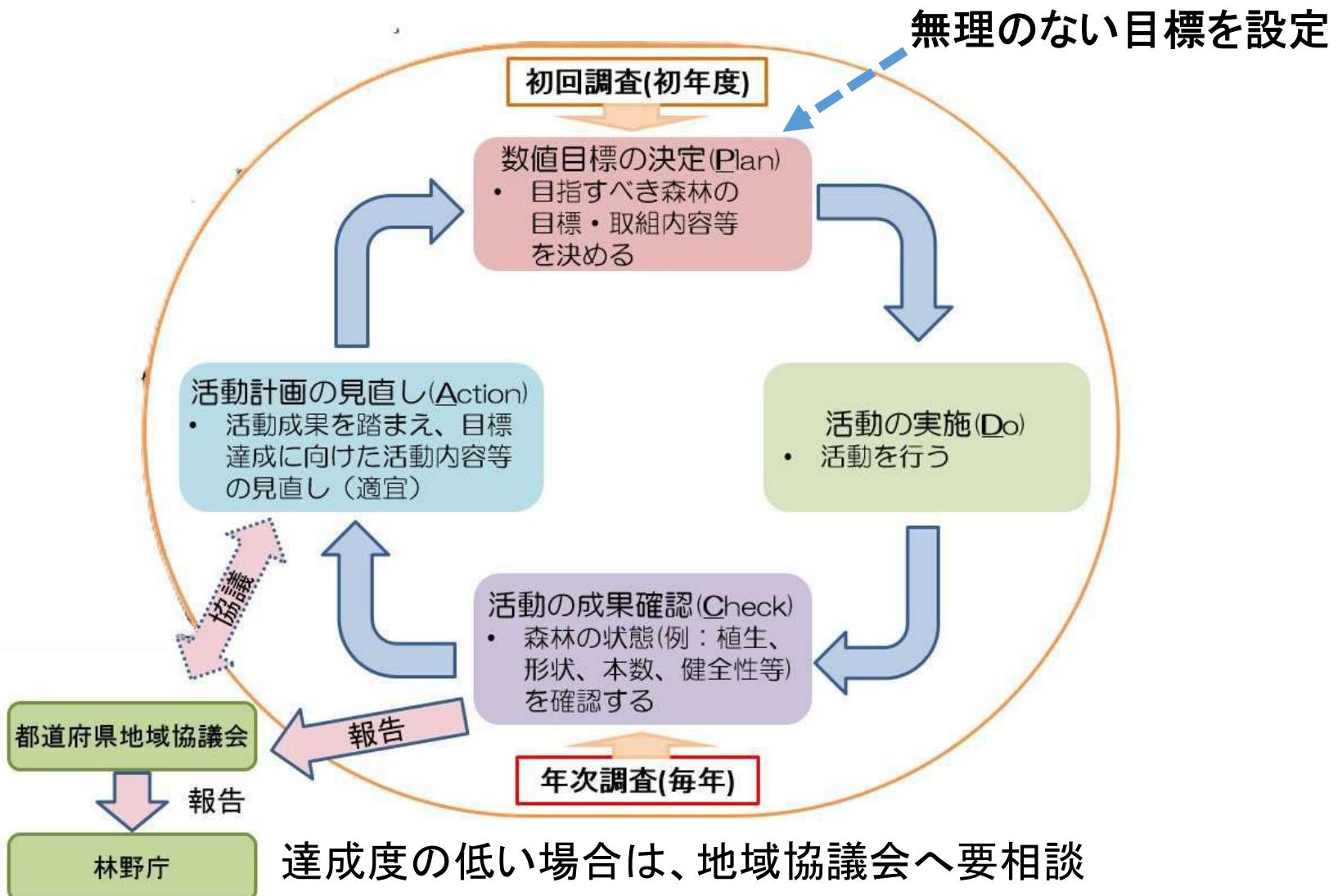
## キ 保安林

- ・保安林に指定されている場合、立木の伐採制限と土地の形質変更等に制限
- ・伐採しようとするときには、道（総合）振興局林務課に申請し許可を受けることが必要

## (2) モニタリング調査

申請地の標準的な林相で、標準的な施業を行う場所に「標準地」を設定

3カ年間の数値目標の達成度を調査し、活動の成果を評価



# (例)

(別紙3 様式第20号)

## 令和7年度 モニタリング結果報告書 (採択申請時「活動計画書」)

### 1 活動の目標等

「下草が生える明るい人工林を取り戻す！」

タイプ名：地域活動型 (初回調査後)

目標：間伐により、下草が生える明るい人工林を取り戻す。  
3年後の樹木の本数を13本 / 100m<sup>2</sup>にする。 (Sr = 17.3)

適切なSrは  
17～20

モニタリング調査方法：①木の混み具合調査(相対幹距比) 調査野帳添付のこと

### 2 活動実施前の標準地の状況 (令和7年度)

標準地の状況を記載	カラマツ 100m <sup>2</sup> 当たり23本 相対幹距比 Sr = 13.0 %
-----------	--

#### 事業実施前



調査地の林況を  
その都度、撮影

### 3 活動計画1年目の標準地の状況 (令和7年度)

標準地の状況を記載	カラマツ 100m <sup>2</sup> 当たり20本 相対幹距比 Sr = 14.0 %
目標達成度	相対幹距比Sr上げ幅 $1.0 \div 4.3 = 23\%$
次年度に向けた改善策	引き続き間伐を実施していく

#### 事業実施後



事業の実施により  
変化を確認するた  
めに必ず撮影して  
ください。

モニタリング調査地  
は必ず標識

又は標板等を設置

(例)

4 活動計画 2年目の標準地の状況（令和 8年度）

標準地の状況を記載	カラマツ 100m <sup>2</sup> 当たり17本 相対幹距比 Sr = 15.2 %
目標達成度	相対幹距比Sr上げ幅 $2.2 \div 4.3 = 51\%$
次年度に向けた改善策	引き続き間伐を実施していく。

申請面積1haの場合

毎年300本づつ伐採

2年間で  
600本伐採

5 活動計画 3年目の標準地の状況（令和 9年度）

標準地の状況を記載	カラマツ 100m <sup>2</sup> 当たり13本 相対幹距比 Sr = 17.3 %
目標達成度	相対幹距比Sr上げ幅 $4.3 \div 4.3 = 100\%$

申請面積1haの場合

3年間で  
900～1,000本伐採

(注) 目標の設定及び標準地の状況の記載については、別に定めるガイドラインを参考すること。

実行可能ですか？

(申請面積が広すぎませんか)

### (3) 活動の記録

(例)

(別紙3 様式第18号)

年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

活動記録兼作業写真整理帳(活動日毎の集合写真)

活動日の状況確認

日付

令和7年7月2日



No.:	1
組織名:	○○の会
活動項目 <b>地域活動型</b>	
活動場所	○○町10林班50小班
活動内容	樹木の伐採作業 及び集積作業
実施時間	9:00～15:00
活動数	構成員 11名撮影者含む
参加者	構成員以外 5名
	合計 16名
	うち地域外関係者 3名

活動項目		
取組内容	活動場所	
	活動内容	
	実施時間	
活 人 数 参 加	構成員	名
	構成員以外	名
	合計	名
	うち地域外関係者	名 撮影者含む

撮影者が写っていない場合は、それを含めての人数である旨を記載

合計欄横のプルダウンメニューで  
「撮影者含む」を選択しても可

(例)

(別紙3 様式第18号 別添)

作業写真整理帳(活動場所毎の作業写真)

No.: 1  
組織名: ○○の会

作業前

令和7年7月2日



活動項目	地域活動型
取組内容	活動場所 ○○町10林班50小班
	活動内容 樹木の伐採及び集積作業

作業中

樹木の伐採作業

令和7年7月3日



集積作業

令和7年7月6日



作業後

令和7年7月10日



○小班や地番が変わる  
毎に別葉で

○森林機能強化タイプ  
(作業道作設等)の  
場合は500m毎に  
別葉で

事業の実施により変化を確認するため、  
作業前・作業中・作業後に必ず撮影して  
ください。

## (4) 収支の記録

### ア 交付金の対象となる日当

(別紙3 様式第18号)

(例)

年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

活動記録兼作業写真整理帳(活動日毎の集合写真)

総会等で支出単価を決めるなど  
根拠を明確に

日付

令和7年7月2日



No.:	1	
組織名:	○○の会	
活動項目	地域活動型	
活動場所	○○町10林班50小班	
活動内容	樹木の伐採作業 及び集積作業	
実施時間	9:00～15:00	
活動数	構成員	11 名 <span style="color:red;">撮影者含む</span>
参加人	構成員以外	5 名
	合計	16 名
	うち地域外関係者	3 名

出役簿(支出リスト)と領収証とで突合

○○ ○○	作業内容	単価	時間	交通費	日当
7月4日	下刈	2,000	5	500	10,500
7月6日	下刈	2,000	6	500	12,500
7月10日	除伐	2,000	5	500	10,500
計	出役簿				33,500

日当単価等は常識的な範囲で設定  
※例えば、道が定める最低賃金や活動市町村等の単価表にある工種○○等を準用するなど

領収証

○月○日 上記正に領収しました

領収書

「複業実践型」は平均で年70日以上の活動日数を要件

「業務日誌」の添付を義務付け

(例)

業務日誌

(7月) 活動組織名：○○の会

氏名：○○ ○○

曜	時	0	1	2	3	4	5	6	7	8	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	業務時間及び業務内容	
1	金								●	—											○○で△△を実施 (6h)	
2	土																					
3	日																					
29	日																					
30	月								●	—												○○で□□を実施 (6h)
31	火							●	—													○○で◇◇を実施 (6h)
確認者：											合計					○時間						

## イ その他交付金の対象となる経費

- ①活動に必要な資機材（チェーンソー、刈払機等）
- ②活動に必要な消耗品（鋸、防護具、目立道具等）
- ③活動に参加するための交通費（構成員以外を含む）
- ④搬出材を加工場まで運搬に要する交通費  
(道内のみ、薪等の販売運搬費は対象外)
- ⑤地域協議会主催の「モニタリング調査説明会」、  
「チェーンソー・刈払機安全研修会（伝達研修を行う場合のみ）」の参加旅費

※地域協議会主催の「活動事例報告会・制度説明会」等の参加旅費は対象外

※高速料金は対象外

見積書

納品書

領収書

レシート可

## ウ 交付金の対象外となる経費

- ① デジタルカメラ類、パソコン類、ローン、軽トラック、製材用機材、発電機、ペレット製造器・ボイラー、ブリケット製造器・ボイラー、目立て機、作業服、防寒着、加工用機材、携帯電話、井戸掘り、導入したが使用実績の無いもの 等
- ② 食糧費
- ③ 銀行等の振込手数料
- ④ 資格取得の受講料、受験料、他団体登録料等
- ⑤ チェーンソーや刈払機の修繕費(部品等消耗品は可)
- ⑥ リース機械の修繕費

参考

【資機材・施設の上限について（これまでのQ&Aから）】

- 交付額は、1活動組織当たり年間500万円が上限であり、必ずメインメニューを行う必要があります。
- また、購入する資機材は活動規模に見合うものである必要があります。従って、資機材等整備として購入できる上限額は定めていませんが、これらのこと踏まえると、ある程度の上限は出てくるものと考えます。

(例) 工 金銭出納簿

日付	区別	内 容	収入 (円)	立替 (円)	支出(円)				計	資機材の購入費のうち交付金充当額	立替返済	残額	領収書等番号	活動実施日	備考 (財産の保管場所)
					人件費	委託費	その他	資機材の購入等							
R7.4.1		繰越金	1,000						0		1,000				
R7.4.1		会費(10人×1,000)	10,000						0		11,000				
R7.4.20		令和6年度分交付金収入(国精算)	39,000						0		50,000				
R7.4.21		令和6年度分交付金収入(道精算)	13,000						0		63,000				
R7.6.26	②	傷害保険加入 10人分×300円					3,000		3,000		60,000	1			
R7.6.26	②	組織員〇〇氏立替		60,000					0		120,000				
R7.7.2	②	〇〇林班の草木刈払い作業日当(10,000×6人)			60,000				60,000		60,000	2			
R7.7.7		組織員〇〇氏立替		2,500					0		62,500				
R7.7.12	②	刈払機燃料購入(混合油)				2,500			2,500		60,000	3			
R7.7.15	②	対策交付金(国1回目)	300,000						0		360,000				
R7.7.15		組織員〇〇氏立替返済							0	62,500	297,500	4			
R7.7.25	資機材	資機材購入費(自己資金充当)	50,000						0		347,500				
R7.7.25	資機材	チェーンソー購入代金支払い 100,000円/台×1台							100,000	100,000	50,000		5,000	5	R7.7.15 団体事務所に保管
活動の区別に該当番号を記載															
R7.11.20		振込手数料					385			385			87,115		
R7.11.20	②	郵送料					370			370			86,745	8	
R7.11.21		〇〇氏から借入金		150,000						0			236,745		
R7.11.30	②	△△林班の間伐作業日当(10,000×7人)			70,000				70,000			166,745	9	R7.11.2～11.8	
R7.12.5		対策交付金(道2回目)	30,000						0			196,745			
R7.12.22	②	モニタリング調査日当(10,000×7人)			70,000				70,000			126,745	10	R7.12.2～12.5	
R8.1.15		対策交付金(国4回目)	50,000						0			176,745			
R8.1.16		〇〇氏へ借入金返済							0	150,000	26,745	11			
R8.1.20	①	活動記録整理日当(5,000×3人)			15,000				15,000			11,745	12	R8.1.17	
			653,000	212,500	425,000	110,385	5,870	100,000	641,255	50,000	212,500	11,745			

※活動の区分 活動推進費=1 地域活動型(森林資源活用)=2 複業実践型=3 機能強化=4 関係人口創出・維持=5

(例)

# (5) 実施状況に応じた交付金

② (様式第20号 別紙1)

## 実施状況整理票

都道府県名	地域協議会名	事務所が在する市町村名	活動組織名	構成員数	実施した内容							実施に係る収支										備考						
					主たる活動		従たる活動					アドバイザー制度の利用	収入		支出		収入		支出		支払額		支払額		支払額			
地域活動型	複業実践型	間伐等（除伐、枝打ち含む。）の実施面積	機能強化の延長	関係人口創出・維持の実施	作業に参加した人（関係人口創出・維持の活動を通じて関係者数へ延べて人）	資機材等整備の実施	（人）	（ha）	（ha）	（m）	（人）		（円）	（円）	（円）	（円）	（円）	（円）	（円）	（円）	（円）	（円）	（円）	（円）	（円）	（円）		
北海道	北海道地域協議会	○○市	○○町	○○ボランティアの会	12	4	5.6			5.6	250	○	15	○	①	688,990	108,990	580,000	460,000	50,000	60,000	60,000	688,990	461,000	110,000	17,990	100,000	
<p>実施した内容を記入する</p> <p>関係人口創出・維持タイプの実施に関わらず地域外関係者の延べ参加者数を記入</p> <p>アドバイザーを活用した場合 ①森林施業、②侵入竹の伐採・除去・利活用、③森林資源の活用、 ④森林生態・植生、⑤関係人口、⑥組織づくり、⑦安全管理、⑧その他を記入</p> <p>①=②+③ 金銭出納簿の支出合計額と</p> <p>③=④+⑦+⑧ ②=⑨-③</p> <p>④～⑧ 交付金決定額より記入 ⑦=⑧ ⑩～⑪ 金銭出納簿より記入 ⑨=⑩+⑪+⑫+⑬+⑭ ⑨金銭出納簿の支出合計額と一致する。</p>																												

## 実施状況整理票の左半分

都道府県名	地域協議会名	事務所が在する市町村名	対象森林が所在する市町村名	活動組織名	構成員数 (人)	構成員のうち地域外関係者の数 (人)	実施した内容										アドバイザー制度の利用	
							主たる活動				従たる活動							
							地域活動型		複業実践型		間伐等（除伐、枝打ち含む。）の実施面積 (ha)		機能強化の延長 (m)		関係人口創出・維持の実施 (人)			
北海道	北海道地域協議会	○○市	○○町	○○ボランティアの会	12	4	5.6			5.6	250	○	15	○	○	①		

実施した内容を記入する

## 実施状況整理票の右半分

## よくある間違い

◎資機材購入費の1/2 or 2/3 自己負担額

○「実施状況整理票」の「自己負担額」が著しく少ないと誤りです

## 手順4 ②+③

688,990 108,990 580,000 460,000 50,000 60,000 60,000 688,990 461,000 110,000 17,990 100,000

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭

手順3

④～⑧：採択通知書より記入

手順1

⑩～⑭：金銭出納簿より記入

$$\textcircled{2} \text{自己負担額} = \textcircled{9} \text{支出計} - \textcircled{3} \text{交付額・支援額計}$$

手順2

支出計：金銭出納簿の支出合計と一致

協議会ホームページにも記入例があります

④ (様式第20号 別紙1)

記載例

## (6) 実施状況報告書（実績報告）の提出

提出期限：事業終了（支出完了）後、令和9年2月10日(火)までの予定



### 【提出書類】

- |                        |  |
|------------------------|--|
| 1 ②1(様式21)             | 実施状況報告書提出チェックリスト表                      |
| 2 ②2(様式20)             | 実施状況報告書                                |
| 3 ②3(様式18)             | 活動記録兼作業写真整理帳(活動日毎の集合写真)                |
| 4 ②4(様式18別添)           | 作業写真整理帳(活動場所毎の作業写真)                    |
| 5 ②5(様式21)<br>添付書類     | 金銭出納簿<br>領収書(写)、内訳明細書(写)、日当等の支払表、通帳(写) |
| 6 ②6(様式19)             | モニタリング結果報告書                            |
| 7 ②7(様式20号別紙1)         | 実施状況整理票                                |
| 8 ②8(様式20号別紙2)<br>添付書類 | 効果チェックシート<br>関係人口創出維持タイプ参加者名簿(該当の場合のみ) |
| 9 ⑦(様式14)              | 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート              |
| 10 ②9(様式29)            | 活動実績報告書                                |
| 11 ③0(様式30)            | 森林機能強化タイプ延長確認票(実測値)(該当の場合のみ)           |
| 12 ③1(様式31)            | 資機材・施設の管理台帳(該当の場合のみ)                   |

# 実施状況報告で多い間違いは…

## ◎関係書類の不整合

- 集合写真、作業写真、日当の領収書の日付は一致します

## ◎資機材費は流用が出来ません

- 見積りはWebなどによらず、業者等から確実な見積もりを  
→ 返還金をださないよう（2割引、3割引あたりまえ）

## ◎資機材・消耗品は、当年度の活動に必要なもの

- 活動が終盤になってから購入することは、出来るだけ避けてください
- 購入した資機材を使用している作業写真を撮るようにしてください

## ◎資機材購入費の1/2 or 2/3は自己負担額

- 「実施状況整理票」の「自己負担額」が著しく少ないと誤りです

## ◎交付金の精算は4月なので立替払いを

- 交付金の精算額入金を見越し、確実に使ってください

# 北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会HP

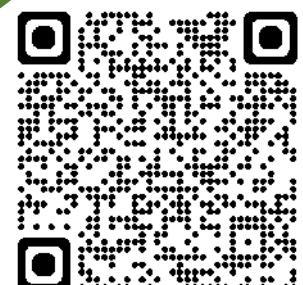
事業概要	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱 森林・山村多面的機能発揮対策実施要領
事業の手引き	森林・山村多面的機能発揮対策の手引き 主な消耗品・資機材の判断一覧
モニタリング調査	モニタリング調査のガイドライン
撮影ガイド等	写真の撮り方ガイド
Q&A集	事業に関するQ&A
申請様式	様式類

北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会  
060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1 林業会館3F  
公益社団法人北海道森と緑の会内

TEL 011-261-2022

FAX 011-261-2032

E-mail [morimidori@h-green.or.jp](mailto:morimidori@h-green.or.jp)



北海道地域協議会HPアドレス  
<https://shinrin-sanson.h-green.or.jp/format/>